# 指定通所介護(共生型通所介護)事業者 指定申請の手引き

# 1 指定要件の概要

通所介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、障害福祉サービスにおける指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型通所介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者(法人)であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすことになります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

# (2) 人員基準を満たすこと。

#### ①管理者

- ・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。
- ※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達している者のことであり、正規職員であるか非正規職員であるかは問わない。

#### ②生活相談員

- ・指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護事業所におけるサービス提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要です。なお、指定通所介護の提供日(以下「営業日」という。)ごとにサービス提供時間数を超える時間数の生活相談員の配置が必要ですが、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。
- ・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。
  - ・社会福祉士
  - ・介護福祉士
  - ·介護支援専門員
  - · 社会福祉主事
  - 精神保健福祉十

#### ③看護職員

・指定通所介護の<u>単位ごと</u>に、かつ、<u>営業日ごと</u>に専従する看護師または准看護師が1人以上必要です。なお、サービス提供時間を通じて専従する必要はなく、専従していない時間は、当該事業所の別単位や他の事業等の業務に従事することができます。

- ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し(看護職員を派遣する契約書または協定書の作成が必要)、その看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う場合は、人員基準を満たしたものとします。(通所介護事業所の職員として、配置不要となります)ただし、この場合、派遣された看護職員は、機能訓練指導員との兼務は認められず、また、加算の算定要件とすることもできません。
- ※平成 28 年 4 月より、地域密着型通所が創設されたことにより、通所介護事業所の利用定員 19 人以上となったため、利用定員 10 人以下の例外規定は削除され、通所介護事業所には、必ず看護職員の配置が必要となっています。

#### 4)介護職員

・指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となります。

利用者数 15 人まで

→確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数

利用者数 16 人以上

- →確保すべき勤務延時間数= ((利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数
- ※平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1人以上確保する必要があります。 なお、利用者の処遇に支障がなく、単位ごとに介護職員等が常に1人以上確保されている 限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。

・令和3年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけ**されました。(令和6年3月31日までの経過措置期間あり。期間中は無資格者でも就業可能。)

また、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられます。(同じく令和6年3月31日までは努力義務。)

#### ⑤機能訓練指導員

- ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導 員を1人以上配置しなければなりません。
- ・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。
  - ・理学療法士
  - 作業療法士
  - ・言語聴覚士
  - ・看護職員(正看護師又は准看護師)
  - ・柔道整復師
  - ・あん摩マッサージ指圧師
  - ・はり師(一定の実務経験を有する者)※1
  - ・きゅう師(一定の実務経験を有する者)※1
  - ※1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事 業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
  - ・営業日ごと、サービス提供時間を通じての配置は必要はありませんが、通所介護事業所 として必ず1人以上の配置が必要です。なお、利用者の日常生活や行事等を通じて行う 機能訓練であれば、上記資格を有しない生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差

し支えありません。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

#### ①設備基準

- ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室のほか、消火設備その他非常災害に際して必要なその他の設備及び備品等を備える必要があります。
  - ・食堂及び機能訓練室
    - ・それぞれ必要な広さを有し、その合計面積が有効面積で3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること(建物の構造上、撤去できない柱や備付けの収納設備等は、有効面積に含まない。また、事務室や相談室への出入りに機能訓練室を通行するときは、通路(幅1m)として有効面積から除外すること)
    - ・食事及び機能訓練の実施に支障がない場合は、同一の場所とすることができます
    - ・食事の提供を行わない場合は、食堂を設ける必要はありません
  - 静養室
    - ・利用者が静養するために必要な広さを有し、設備(ベッド等)を設置すること ※利用者 10 人に対し 1 以上のベッド又は布団が設置されていることが望ましい。
  - •相談室
    - ・遮へい物等によりプライバシーに配慮されていること
  - ・その他

利用者が使用する設備(食堂、機能訓練室、静養室、相談室)を 2 階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること

※指定後に事業所の所在地を移転(変更)する場合も、設備基準は同じです。

#### ②運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年茨城県条例第 66 号)」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成 25 年茨城県規則第 34 号)」を参照してください。

#### 2 共生型通所介護の基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立支援(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次の通りです。

#### (1) 従業者の員数及び管理者

# ①従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、 共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。

#### ②管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるので、本手引きの「1 (2)①管理者」の項目を参照してください。

なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務すること は差支えありません。

# (2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

(3) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

# (4) 運営等に関する基準

### ①運営基準

通所介護等の運営基準の規定は、共生型通所介護に準用されます。

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年茨城県条例第 66 号)」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成 25 年茨城県規則第 34 号)」を参照してください。

#### ②利用定員

共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限です。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により利用定員を定めること。

#### ③その他の留意事項

共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。このため、同じ場所で、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合)は、共生型サービスとしては認められません。

### 3 申請の流れ

### (1) 事前協議

- ・施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、<u>必ず事前協議で</u> 当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。
- ※指定後に事業所の所在地を移転(変更)する場合も、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから移転(変更)して下さい。
- ・事前協議は、県担当(長寿福祉課 介護保険指導・監査担当 電話 029-301-3343) にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面(施設設備の面積及び使用用 途を明示したもの) | 等をご持参願います。
- ・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する 事業主が、事業内容をご説明願います。
- ・事業所の立地予定の市町村の介護保険担当及び建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。(土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておくこと)
- ・建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防 署に確認してください。
- ・食事を提供する場合にあっては、所管する保健所に確認を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

# (2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は 30 日です。事業開始予定日の 30 日前までに、申請 書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申 請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって. 所轄庁の許認可が必要な法人(社会福祉法人、医療法人等)については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

# 4 申請に必要な書類

指定通所介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に1部提出します。書類は原則として A4判で統一してください。(A4判より小さい書類は余白を設け、大きい場合は、A3判とするか、縮小してA4判とすること)

- (1) 指定居宅サービス事業者指定申請書(様式第1号)
- (2) 付表 6 通所介護の記載事項

付表 6 – 1 複数の単位を実施する通所介護の記載事項(2単位目以降)(該当する場合のみ)

(3) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく通所介護事業を実施する旨が規定されていることが必要です。

- ②申請者の組織体系図(申請者である法人の組織体系図) 事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) 管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ④職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。(資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。)また、従業員(常勤・非常勤問わず)について、雇用契約書、辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能 訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面(従事した事業所の管理者 による証明書など。)を資格証の写しとあわせて提出して下さい。

⑤事業所の平面図(参考様式3)及び写真

用途、面積、備品の配置等を明示した A 4 判又は A 3 判のものを添付してください。 既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

事業所の外観及び内部 (用途ごと) の状態が分かる写真を添付してください。 事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑥事業所の設備等に係る一覧表(参考様式5)

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑦ 運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 事業所の名称及び住所
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 四 営業日及び営業時間
- 五 指定通所介護(共生型通所介護)の利用定員
- 六 指定通所介護(共生型通所介護)の内容及び利用料その他の費用の額
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービス利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項
- ⑧利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)
- ⑨事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

(ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。)

- ⑩損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類(損害保険証書の写し等)
- ⑪誓約書(参考様式7)

- 迎従業員一覧表(参考様式15)
  - 常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のある全ての従業員を記載します。
  - ※派遣職員、連携している病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員の名前も記載してください。
- ⑬介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、 通所系サービス報酬区分確認表、添付書類(加算の種別ごとに必要な書類)
- ⑭特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第2号の2)※2
  - ※2 障害福祉サービスの指定生活介護事業所等の指定を受けた事業者が、共生型居宅 サービスの特例による指定を不要として、指定申請する場合に提出して下さい。
- ⑤障害福祉サービス(指定生活介護事業所等)の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し (共生型通所介護として申請する場合)
- ⑩通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を 行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。(技術的支援を受けてい る事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面)(共生型通 所介護として申請する場合)
- ※ 令和5年7月1日以降、指定指令書は、原則電子交付(メールでの交付)となります。 ただし、パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、 以下の書類をご提出ください。
  - ①紙交付の申請書
  - ②費用減免の申立書
  - ③指定指令書送付用封筒(250円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載した A4 判の書類が折らずに入る定形外の封筒)
- ※ 介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号通所事業) 市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号通所事業)の指定申請は、 事業所所在の市町村にしてください。

# 5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いします。
  - ※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット (厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/)等を御参照ください。
- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(http://www.wam.go.jp/)でも提供されていますのでご参照ください。
- (3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードで きますのでご活用ください。
  - http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/kaigohoken/index.html

- (4) 介護保険法による指定申請のほかに、老人福祉法に基づく届出が必要です。
  - ・特別養護老人ホーム等の他の施設を共有する場合
    - → 『老人居宅生活支援事業の開始届 (様式1号)』
  - ・単独で施設を設置する場合
    - → 『老人デイサービスセンター等設置届(様式4号)』
  - ※ 事業開始日より前に、茨城県福祉部長寿福祉課介護基盤整備グループに提出してください。

なお、事業所が水戸市、つくば市、笠間市、常陸太田市に所在する場合は、各市の高齢福祉主管課へ提出してください。

※ 届出様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用く ださい。

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetu/yoshiki/roujinhukusisi setukannkei.html

※ 添付書類等については、届出様式を確認してください。 なお、介護保険指定申請時の添付書類と重複する場合には、省略可です。

#### 6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が 発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解 願います。(不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。)

※ 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保険主管課へお問合せください。

(老人福祉法とは権限委譲市が一部異なりますのでご注意ください。)